横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第3041号)

令和5年12月21日

横情審答申第3041号 令和 5 年12月21日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく 諮問について(答申)

令和3年6月25日健動第438号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 第一種動物取扱業登録申請について(健動第797号) (2) 第一種動物取扱業変更届出について(健動第1484号)」外5件の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

横浜市長が、別表1に示す文書1から文書9までを一部開示とした決定のうち、 別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その 余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「現在興行中のものに対してすべて 特定法人A横浜公演(事業所の所在地 横浜市西区特定町特定番地) について、以下の書類 (1)第一種動物取扱業の登録に係る書類すべて(申請書だけではなく、添付書類や変更の届、立ち入りの記録、指導の記録等すべて) (2)特定動物の飼養・保管許可に係る書類すべて(申請書だけではなく、添付書類や変更等関連するの届すべて、立ち入りの記録、指導の記録等すべて)」の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が令和3年2月26日付で行った文書1から文書9まで(以下これらを総称して「本件審査請求文書」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。)による改正前のもの。以下「旧条例」という。)第7条第2項第2号、第3号ア、第4号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

非開示とした部分のうち、個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、経歴及び写真上の個人の顔は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるから、本号本文に該当し、非開示とした。なお、第一種動物取扱業者登録簿は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。)第15条の規定により一般の閲覧に供されることになっており、事業所ごとに置かれる動物取扱責任者(動愛法第22条第1項に規定する者をい

- う。)の氏名はその登録事項になっているが、本件請求があった令和3年1月18 日時点で既に変更されており、変更前の動物取扱責任者の氏名は閲覧の対象では ないため、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないた め非開示とした。
- (2) 旧条例第7条第2項第3号アの該当性について
 - ア 施設の構造設備等に関する事項、横浜公演開催要項、施設の管理体制、保守 点検計画、動物脱走防止対策、動物舎の管理方法、施設図面、施設写真、飼養 又は保管の期間、移動スケジュール、施設外で飼養又は保管をする特定動物の 数、施設外で飼養又は保管をする時間及び連絡内容(文書3に係るものを除 く。)は、営業上のノウハウに該当し、特定法人A横浜公演に係る第一種動物 取扱業の登録を受け、特定動物の飼養又は保管の許可を受けた特定法人Aが公 表していない情報であり、公にすることにより、他の法人との間で、競争上不 利益を被るなど、特定法人Aの事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号 アに該当し、非開示とした。
 - イ 施設図面、連絡内容(文書3に係るものを除く。)、施設付近見取図及び施設外飼養・保管に関する説明事項は、公表していない営業上のノウハウである。また、動物を利用する事業に対しては様々な意見があり、特定法人Aの事業に異論を唱える第三者が一方的にこれらの情報を利用することにより当該法人による特定動物の取扱いが不適切であるなどの誤解を与え、当該法人の名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれるおそれがあるため本号アに該当し、非開示とした。
 - ウ 特定法人Aが動愛法第26条第1項の許可を受けていることについて本件処分により開示しているし、環境大臣が定める飼養又は保管の方法を定める特定動物の飼養又は保管の方法の細目(平成18年1月20日環境省告示第22号。以下「細目」という。)第3条第3号の規定により、特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物であり第三者の接触等を禁止する旨を表示した標識を特定飼養施設又はその周辺に掲示するなど、すでに危害の発生を未然に防止するために必要な情報を明らかにしている。そのため、イの理由により非開示とした情報は、本号ただし書に規定する公にすることが必要であると認められる情報に該当せず、非開示とした。
 - エ 連絡内容(文書3に係るものに限る。)及び修正事項は、特定法人Aの事業

に異論を唱える第三者が一方的にこれらの情報を利用することにより、当該法人に不適切な事項があったとの風評が生じ、当該法人の名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当し、非開示とした。

オ 動物リスト、飼養又は保管をしようとする動物数、飼養又は保管をしている動物数、マイクロチップに関する書類及び許可内容並びに飼養又は保管をする数の増減、理由及び識別措置の内容は、特定法人Aが公表していない所有する財産の内部管理に関する情報であり、当該法人が利用する動物は当該法人が事業を行う上で必要な能力を有する特別な動物(財産)であるため、当該法人の事業に異論を唱える第三者が一方的にこれらの情報を利用することにより、これらの動物の利用を困難にするなど、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当し、非開示とした。

(3) 旧条例第7条第2項第4号の該当性について

文書1及び文書2、文書4から文書6まで、文書8及び文書9に係る施設図面、施設の構造設備等に関する事項、施設写真、飼養又は保管の期間、移動スケジュール、施設外で飼養又は保管をする特定動物の数、施設外で飼養又は保管をする時間及び連絡内容は、上記(2)アの理由により同項第3号アに該当するほか、特定法人Aの財産である動物の保管及び管理に関する情報であり、公にすることにより、部外者の侵入が容易になり、犯罪の被害者となるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

また、非開示とした部分のうち、法人代表者印の印影は、公にすることにより、特定法人Aの財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(4) 旧条例第7条第2項第6号の該当性について

電子メールに記載のあるパスワードは、公にすることにより、電子メールの添付文書に設定するパスワードの傾向が推測されるおそれがあることから、本市の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、平成24年の横浜公演においても同様の開示請求を行っているが、開示度が大輻に低下していることについて不服申し立てをするとともに、本件処分は日本国憲法(以下「憲法」という。)で保障されている国民の「知る権利」を侵害するだけなく、旧条例の適用を誤っており、不当である。
- (2) 動物取扱責任者の氏名は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。)第7条によって定められている事業所に掲示しなければならない標識に記載すべき項目、及び細目によって広告に記載の義務のある項目のいずれにも含まれている。つまり動物取扱責任者の氏名は、動物取扱業者が提供するサービスを利用しようとする一般公衆に対し、公表が義務付けられている項目であり、特定法人A自ら、当初、横浜公演の広告宣伝を行う公式サイト上に氏名を記載していたのである。
- (3) 審査請求人は、常勤かつ専任でなければならない動物取扱責任者に特定法人B 等の園長であるC氏が迎えられていることを知り、横浜市に指摘したため、特定 法人Aは動物取扱責任者の変更を行ったのである。つまり、審査請求人は、変更 前の動物取扱責任者の氏名を既に知っているのであり、公にされていた情報をこ とさらに非開示とする理由はない。
- (4) 動物取扱責任者が変更された後の実務経験証明書と思われる3枚の内容の多くが非開示となっているが、令和2年6月1日より、実務経験だけでは動物取扱責任者になることは不可能になった。実務経験、資格、学校等の情報は、動物の取扱いに関する知識・経験に限定された情報であり、公にされたからといって個人の権利利益を害するおそれがあるとは考えられない。
- (5) 平面図等と推測される墨塗り部分等についても同様であり、審査請求人は、横 浜市が適正に登録の審査業務を行っているのかどうかの確認をしたいと考えてい るのである。
- (6) 特定法人Aの飼養設備は、大型の野生動物の飼育施設として極めて不適切な狭さ、形状である。細目に違反するにもかかわらず、横浜市は第一種動物取扱業の登録を受理してしまった。そして、その登録の不適切さの根拠となる図面等を非開示としており、自らの非を隠すかのようであると審査請求人は考えているのである。コンテナのおおむねの配置などは、周辺ビル等から目視することができる情報であり、さらにステージに至っては、観客に見せているものである。ことさら非開示とする理由はなく、非開示は不当である。

- (7) 動物の体に埋め込むマイクロチップナンバーや動物の名前等についても、他の 自治体や、平成24年の横浜公演の開示請求時には開示されている情報であり、公 にすることにより特定法人Aの競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位 が損なわれるとは到底考えられない。悪用されたような先例も知られておらず、 横浜市の主張は根拠のない杞憂であって、非開示は不当である。
- (8) 特定法人Aと横浜市職員との間のメールのやりとりや、指導監視の記録において、肝要な部分が非開示となっている。横浜市が、どのような指導を特定法人Aに対して行ったのか、全く明らかになっていない。
- (9) 審査請求人は、横浜市が適正に第一種動物取扱業に係る業務を行っているのか どうかの確認をしたいと考えているのであり、非開示による知る権利の侵害は不 当である。
- (10) 特定法人Aの飼育する動物のうち、ゾウ及びライオンが特定動物に指定されて おり、いずれも直ちに人間を殺傷せしめる能力を持つ動物である。旧条例第7条 第2項イに該当するため、非開示は条例に違反しており、不当である。
- (11) 特定法人Aは、通常の動物園等とは違い、移動用設備を兼ねた、非常に簡易な 設備でゾウ及びライオンを飼育している。このこと自体が市民の安全を脅かして いるのであり、審査請求人は、安全性について確認する意図をもって開示請求を 行ったのである。
- (12) 本件処分により、行政機関の法の執行状況を監視するための市民の知る権利が 脅かされており、平面図及び写真を非開示とすることは、違法、不当である。
- (13) 本件処分は、全体に渡り、憲法で保障されている国民の知る権利を侵害するだけでなく、市民の安全及び動物の福祉をないがしろにしており、違法・不当であり、全面開示を求めるものである。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について
 - 一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。
- (2) 第一種動物取扱業の登録等及び特定動物の飼養又は保管の許可等に係る事務について
 - ア 第一種動物取扱業の登録等に係る事務について

第一種動物取扱業を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在 地の都道府県知事(指定都市にあってはその長)の登録を受けなければならず (動愛法第10条第1項)、その登録を受けた第一種動物取扱業者は、施行規則 で定める軽微な事項の変更を除く変更をしようとするとき等の場合には、都道 府県知事に届け出なければならない(動愛法第14条第1項及び第2項)。都道 府県知事は、登録の申請又は登録事項の変更の届出があったときは、第一種動 物取扱業者登録簿に登録しなければならない(動愛法第11条第1項)。

また、第一種動物取扱業者のうち動物の展示等を業として営む者は、動物に 関する帳簿を備えなければならない(動愛法第21条の5)。

横浜市動物愛護センター(以下「動愛センター」という。)は、横浜市の区域におけるこれらの申請や届出に関する事務の総括を担当している。

イ 特定動物の飼養又は保管の許可等に係る事務について

特定動物を動物園その他これに類する施設における展示等の目的で飼養又は保管を行おうとする者は、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下「特定飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならず(動愛法第26条第1項)、都道府県知事は、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法等の報告を求め、又はその職員に、特定飼養施設を設置する場所等に立ち入らせ、検査させることができることとされている(動愛法第33条第1項)。

動愛センターは、その許可に係る申請書等の内容の確認及び立入検査を行っており、また、特定動物飼養者が横浜市の区域において特定動物を一時的に特定飼養施設外にて保管等する場合の届出等に関する事務も行っている。なお、動愛法第33条第1項の報告及び検査の事務は、横浜市保健所長委任規則(平成19年3月横浜市規則第31号)の規定により、横浜市保健所長に委任されている。

(3) 本件審査請求文書について

- ア 文書 1 は、特定法人 A 横浜公演に係る実施機関に対する第一種動物取扱業の 登録申請に関する書類であり、登録申請書には、事業所の名称、所在地、動物 取扱責任者の氏名等が記載され、施設図面等が添付されている。
- イ 文書 2 は、第一種動物取扱業の登録事項の変更に係る届出に関する書類であ り、届出書には、変更する動物取扱責任者の氏名等が記載され、経歴等が添付 されている。

- ウ 文書 3 は、特定法人 A 横浜公演に係る第一種動物取扱業者の動物に関する帳簿の備付け等に関するメールの送受信文及び添付書類であり、個人のメールアドレス、個人の氏名、やり取りの内容等が記載されている。
- エ 文書4は、特定法人A横浜公演に係る特定動物の飼養又は保管の許可に関する書類であり、許可申請書には、特定動物の種類、数、特定飼養施設の構造及 び規模等が記載され、構造設備の概要等が添付されている。
- オ 文書 5 は、特定動物飼養者が当該許可に係る実施機関が管轄する区域の外に おいて特定動物の飼養又は保管する場合の通知に関する書類であり、通知書に は、許可を受けた特定動物の種類等が記載され、移動スケジュール等が添付さ れている。
- カ 文書 6 は、特定動物の飼養又は保管の方法及び一時的に特定飼養施設の外で 飼養又は保管をすることについて特定動物の利用目的の達成のためやむを得な い場合の届出に関する書類であり、届出書には、許可を受けた特定動物の種類 等が記載され、施設図面等が添付されている。
- キ 文書 7 は、飼養又は保管する特定動物の数の増減に係る届出に関する書類であり、届出書には、特定動物の種類、増減の数等が記載されている。
- ク 文書 8 は、特定法人 A 横浜公演に係る許可等に関するメールの送受信文及び 添付書類並びに受信 FAX であり、個人のメールアドレス、個人の氏名、やり取り の内容等が記載され、特定動物飼養・保管許可申請書や施設図面等が添付され ている。
- ケ 文書 9 は、特定法人 A 横浜公演に係る特定飼養施設等への立入検査の記録 (写真) である。
- コ 当審査会では、本件審査請求文書を見分の上、非開示部分について、別表 2 のとおり分類する。
- (4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について
 - ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別す ることができるもの」について、開示しないことができることを規定している。 もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公 にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、 生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」

及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 非開示部分1には、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、個人の写真及 び経歴に関する情報が記載されており、本号本文に該当する。

審査請求人は、動物取扱責任者の氏名は、公表が義務づけられており、変更前の動物取扱責任者の氏名についても、当初は特定法人Aの公式サイト上に記載されていたものであるので非開示とする理由はないと主張する。

この点について実施機関に確認したところ、動物取扱責任者の氏名は、第一種動物取扱業者登録簿の登録事項になっており、動愛法第15条の規定により一般の閲覧に供されることになっているが、審査請求人が開示を求めているのは、本件請求があった時点で登録されている動物取扱責任者ではなく、それ以前の動物取扱責任者の氏名であるため、当該登録簿に掲載されておらず閲覧の対象ではないとのことであった。また、動愛法第18条で規定する「標識の掲示」や細目における「動物取扱業の実施に係る広告」についても、その時点での動物取扱責任者名を掲示するものであるとのことであった。

このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、変更前の動物取扱責任者の氏名は、慣行として公にされている情報とはいえないため、本号ただし書に該当しないし、その余の部分についても同様である。

- (5) 旧条例第7条第2項第3号アの該当性について
 - ア 旧条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その 他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができる と規定している。
 - イ 非開示部分2には、実施機関の立入検査等に係る指導関連事項が記載されている。立入検査について実施機関に確認したところ、特定飼養施設等に係る立入検査は、特定動物の管理の方法や特定飼養施設の規模や構造などの基準が守られているかを確認するため、新規に申請があった場合のほか、定期的な間隔で実施し、通常、何かしらの指導は行われているとのことであった。当該非開

示部分には、指導内容や特定法人Aからの報告の内容が個別具体的に記述されており、これらが明らかになると、法人の信用を低下させ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当する。

しかし、非開示部分2のうち別表3に示す部分は、指導の内容ではなく指導を受けたという事実が記載されている部分であり、上記指導の状況を踏まえれば実施機関から何らかの指導が行われたという事実や当該指導に基づき報告をしたという事実のみでは、直ちに当該法人の社会的評価の低下など、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められないため、本号アに該当しない。

ウ 非開示部分3から非開示部分7までには、施設の構造設備等に関する事項、 施設図面及び図面への追記事項、施設付近見取図、施設の管理体制、保守点検 計画、動物脱走防止対策、動物舎の管理方法、取引先の情報、法人の見解、マ イクロチップに関する事項等が記載されている。これらの事項は、特定法人A のノウハウや内部管理に関する事項であり、開示することにより、当該法人の 正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当する。

しかし、非開示部分4のうち別表3に示す部分は、開発のプロジェクト名であり取引先情報とはいえず、また、非開示部分5のうち別表3に示す部分は、法人の見解ではなく実施機関から指導を受けたという事実が記載されている部分であり、いずれも直ちに法人の正当な利益を害するとまではいえないため、本号アに該当しない。

- (6) 旧条例第7条第2項第4号の該当性について
 - ア 旧条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、 財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれ がある情報」については、開示しないことができる旨規定している。
 - イ 非開示部分8には、法人代表者印の印影が記載されている。これを公にする ことにより、第三者に偽造されるなどして、特定法人Aの財産権が侵害される おそれがあることから、本号に該当する。
 - ウ 実施機関は、非開示部分6について、本号該当性について主張するが、上記 (5) ウのとおり、非開示部分6は同項第3号アに該当するため、本号該当性は、 判断しない。
- (7) 旧条例第7条第2項第6号柱書の該当性について

- ア 旧条例第7条第2項第6号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業 に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質 上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」につい ては、当該行政文書を開示しないことができることを規定している。
- イ 非開示部分9は、電子メールにおける添付書類のパスワードが記載されている。パスワードは、当該添付文書を送受信すべき特定の当事者のみが当該添付文書に係る情報を取り扱うべく設定されたものであるから、公になった場合には、パスワードを推測させ、当該当事者以外の者への漏えい及び当該当事者以外の者からのアクセスを誘発するなど、本来の業務の適正な遂行に支障を来たすなどの弊害が生じるおそれがあるため、本号柱書に該当する。

(8) その他

審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(9) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を旧条例第7条第2項第2号、第3号ア、第4号及び第6号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原靜雄、委員 金井惠里可、委員 久保博道

別表1

文書名	対象行政文書
文書1	第一種動物取扱業登録申請について (健動第797号)
文書 2	第一種動物取扱業変更届出について (健動第1484号)
文書3	第一種動物取扱業申請者との連絡記録に関する書類
文書4	特定動物飼養・保管許可申請について (健動第1394号)
文書 5	特定動物管轄区域外飼養・保管通知について (健動第1437号)
文書 6	特定飼養施設外飼養・保管届出について(健動第1485号)
文書 7	特定動物飼養・保管数増減届出について (健動第1586号)

文書8	特定動物の飼養・保管許可等における申請者との連絡記録に関する 書類
文書 9	特定動物の飼養・保管施設の立ち入りの記録(写真)

別表2 非開示部分

非開示部分	非開示の内容	非開示理由	対象文書
非開示部分1	氏名、住所、電話番号、メール	旧条例第7条	文書1から文
	アドレス、個人の写真及び経歴	第2項第2号	書8まで
非開示部分2	指導関連事項		文書3及び文
		第2項第3号	書8
7FBB → ₹B \\ 0	施設の構造設備等に関する事項	アリスタダクタ	文書1、文書
非開示部分3	(動物の保管・管理に関するも		入青 1 、 入青 4 から文書 8
	のを除く)、施設図面及び図面	カン 気	まで
	への追記事項(動物の保管・管		6
	理に関するものを除く)、施設		
	付近見取図、横浜公演開催要		
	項、施設の管理体制、従業員		
	数、保守点検計画、動物脱走防		
	止対策、動物舎の管理方法、危		
	険防止に関する事項、飼養又は		
	保管をしようとする動物数、飼		
	養又は保管をしている動物数、		
	増減届出に関する事項並びに動		
	物リスト	1	1. + 7
非開示部分4	取引先の情報		文書4及び文
		第2項第3号	書8
非開示部分5	法人の見解	· ·	文書 6
		第2項第3号	
		ア	
非開示部分6	施設の構造設備等に関する事項	旧条例第7条	文書1、文書
	(動物の保管・管理に関するも	第2項第3号	4から文書6
	の)、施設図面及び図面への追	ア	まで、文書8
	記事項(動物の保管・管理に関		及び文書 9
	するもの)、施設写真、飼養又		
	は保管の期間、移動スケジュー		
	ル、施設外で飼養又は保管をする。		
	る特定動物の数並びに施設外で		
非開示部分7	飼養又は保管をする時間	旧条例第7条	文書1、文書
が別の部の	ヾインドノソノに関りる事項		
		カ 2 切 り 3 7 ア	び文書8
非開示部分8	法人代表者印の印影	旧条例第7条	

		第2項第4号	
非開示部分9	パスワード	旧条例第7条 第2項第6号	文書8
		柱書	

別表3 非開示部分のうち開示すべき部分

非開示部分	開示すべき部分	対象文書
非開示部分2	93頁目非開示部分上から3行目の全て	文書8
	96頁目非開示部分上から4行目の全て	
	100頁目非開示部分上から6行目の全て	
	110頁目非開示部分上から3行目の全て	
	114頁目非開示部分上から5行目の全て	
非開示部分4	施設付近見取図工事名称欄の非開示部分の全て	文書4
非開示部分5	18頁目非開示部分上から3行目の全て並びに8 行目8文字目及び9文字目	文書6

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
令和3年6月25日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和5年6月15日 (第294回第三部会)	• 審議
令和5年8月17日 (第296回第三部会)	• 審議
令和5年9月21日 (第297回第三部会)	• 審議
令和5年10月19日 (第298回第三部会)	• 審議
令和5年11月27日 (第299回第三部会)	• 審議